

## 山代宏道

西洋史部門では佐藤真典氏が「イタリア中世都市国家形成期における農民支配―古典荘園制の解体から折半小作制への移行―」と題して報告された。この報告はさらに最新の研究を批判的に摂取されて本誌に掲載されているので、その詳細な内容についてくり返し紹介することは避け、また筆者自身が質問者となったという事情もあり、ここでは報告後に問題にされた二・三の点をめぐる質疑応答を再録・紹介することで参加記に代えたい。

まず報告の中で検討された「一二二一年農村における諸支配権の帰属」に関し、罰令権をビストイアの司教と都市がその帰属をめぐり競合している例であるとする報告者の取り扱いに対し、鹿子木幹雄氏（広島修道大学）がその理由を問われた。報告者は、諸支配権の厳密な区別は困難であり、罰令権も初期の段階では土地に縛られ

た農民に対するパン権の行使を意味し、領主からの下封はそれを伴なうこと、具体的事実の中ではそれを司教に帰属するものと考えられるかもしれないが、当時の証言内容を検討すれば、司教と都市が共に自分達のものであると主張しているので、一応それを競合しているものと考えた、と答えられた。つづいて鹿子木氏は、罰令権の本源的意味内容はともかくとして、紹介されている証言数でみるかぎり罰令権を都市コムーネ側のものであるとする証言が多く、その意味で都市コムーネ側に帰属する権利であると考えるのが理解しやすいのではないかと発言された。これに対して報告者はそれに同意している司教側証人がいないことを指摘された。

つぎにイタリアに特徴的であるとされる地代形態の展開の仕方―金納から現物納への逆転―が、北・中部イタリアの都市の発展と関連しているのではないかと報告に対し、筆者はさらにリヴェロ契約との関係をもあわせ検討してみるべきではないか、との見解を述べた。まず報告で紹介された「フイレンツェ地方の賦役、金納地代、物納地代の比較」に関し、一一七八年から一二五五年頃までの間に、とりわけ宗教団体によって金納から現物納への大幅な展開がなされているが、そうした逆行の原因は何に求められるのかを問うた。

これに対し報告者は、この期間に特定の事件があったわけではなく、残存史料に限定されながらこの時期が取りあげられたこと、また実際の史料分析によりこの時期に諸都市でこうした動向が認められるので、その典型としてルッカ地方とフイレンツェ地方の例をコ

テルニョワの研究を採用しながら紹介した、と説明された。さらに都市化の進展と地代形態の変化との関係については、都市への人口集中が都市における農産物需要を増大させ農産物の取得が大きな利潤をもたらしたと、また貨幣的質的悪化は契約に基づく貨幣地代の価値を減少させるので、それに対する措置として生産物地代化が進められた。しかしある特定の時期がどうであった、と明言できるわけではなく、一般的傾向としていえるのではないか。こうした地代形態の変化とリヴェロ契約との関係については、土地所有者側にとってはリヴェロ契約に基づく金納よりも生産物地代で受け取る方が有利であり、その方向への転換を志向する。さらにリヴェロ契約の場合、契約条項や慣習法などで規制されており地代の容易な増額はできず、ゆえに土地所有者は生産物地代に変えていく方向でこうした都市化現象に対応していったのである、と主張された。

つぎに筆者は、報告された「トスカーナ地方の主要都市人口増加に關しその顯著な例であるフィレンツェの場合をとりあげ、一三世紀の初めと終りで都市面積が八倍近くに増大していることから（もちろん人口も四〜六倍に増加しているが）、都市への人口集中は旧都市周辺への移住を意味したと推測されるのではないかと問うた。また農村の中間的社会層や世俗封建層の都市への移住、さらに「一・一二世紀リヴェロ契約にみるリヴェロ借地人と土地所有者の社会構成」を検討すれば、フィレンツェの場合、都市の手工業者、市民、役人、世俗封建層、教団・聖職者が借地人のうちかなりの割合を占めている。都市内あるいは都市周辺に住むこうした人々

は、借地人ではあっても直接生産に携わるのではなくむしろ多くの場合また貸しする目的でリヴェロ契約を結んでいたのではないかと、したがってこうした性格をもつリヴェロ契約者が多くなっていれば、それだけ都市の農産物需要の増大に敏感に反応して地代の金納から現物納への移行をより強く押し進めることになったのではないかと、という推測の可能性を問うた。

これに対し報告者はつぎのように説明された。同様の予想をもちながらも検討されたリヴェロ契約文書数がそれほど多くはなく（フィレンツェ、一三〇枚）、ただちに一般的な状態であったと断定すべきではない。たしかに大封建領主層と中・小領主層との間のリヴェロ契約は、前者と農民層あるいは後者と農民層との契約とは異なる。そうした視点をもちながらも、報告者自身が史料そのものに直接あたったわけではないのでそこまで解析できない。少くとも初期のリヴェロ契約では借地人は農民層が多かったが、しだいに都市民が加わってくる。また農民層の中には多くのリヴェロ契約を結び自分の判断に基づく土地経営を行なうことによつて上昇する部分が見われ、かれらは一方では自己の權益を守る方向で農村コミュニネを形成し、他方では都市内に入っていく傾向がうかがえる。借地契約は所有者と借地人の立場によつて非常に異なるが、とりわけ借地人が農民層である場合、契約はかなり封建的な性格をもつものであったし、農民を契約外で制約する要素があったこと、例えば生産物地代化した場合、現物（多くは粉にしたもの）を都市内に輸送する義務などが存在したことも注目すべきであると指摘された。

さらに日本史の報告と関連して坂本賞三氏（広島大学）が、イタリアでは古典荘園における荘司は散在所領をどのように支配していたのか、と質問された。これに対し報告者は、一一・一二世紀の荘司には在地のものと派遣されたものがおり、後者の場合、荘園を核とする小領域支配権や城塞と結びつく下級裁判権ならびに地代徴収権、また司教の巡行に従う義務をもっていたこと、一方そうした支配下で農民は宿泊、食事、馬の食糧提供の義務などをもっていたことを説明された。こうした質疑応答は日・東・西それぞれの報告をめぐる共同討議へと展開させる出発点となりうるものであったが、十分な時間をもちえなかつたのは残念である。